

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失した方又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

新 発 田 市

住居確保給付金とは

1 家賃補助

就労機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給し、就労機会等の確保に向けた支援を行います。

2 転居補助

同一の世帯に属する方の死亡又は就労の就労機会等の減少により経済的に困窮し、住居喪失している又は住居喪失のおそれのある方に転居費用相当分の給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

1 家賃補助

〈要件〉

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失している又は住居喪失のおそれがあること
- ②申請日において、離職等の日から2年以内（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）、又は個人の責に帰すべき理由、都合によらずに収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること
- ③離職前に、世帯の生計を主として維持をしていたこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④申請日の属する月の、世帯収入の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額
1人	78,000円	32,000円	110,000円
2人	115,000円	38,000円	153,000円
3人	140,000円	42,000円	182,000円
4人	175,000円		217,000円
5人	209,000円		251,000円
6人	242,000円	45,000円	287,000円
7人	275,000円	50,000円	325,000円

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ハローワーク等に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等又は自立に向けた活動を行うこと
⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

家賃補助の支給額

月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額

月収が基準額を超える方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額} + \text{家賃額} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

※支給額の上限は、前ページ記載の家賃額上限額となります。

支給期間：3か月間(一定条件により3か月間の延長及び再延長が可能)

支給方法：給付金は不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

家賃補助の申請をするために必要なもの

- ①住居確保給付金支給申請書

- ②本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等

- ③次のいずれかの書類の写し

- (1) 離職等後2年以内であることが確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる書類）

※疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は、その事情があったことを証明する書類の写しを添付してください。

(2) 申請日においてやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し（勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表や注文主からの発注の取り消し等が確認できる書類）

④申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、申請月の収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑥ハローワークでの求職活動を行う申請者は、ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

家賃補助の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を市社会福祉課生活支援係に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が交付されます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示し、住居確保給付金の支給決定等を条件に当該不動産業者等を介して入居可能となる賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は新発田市内です。
- ・敷金や礼金などの入居初期費用については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）の申請予定であることを不動産業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載及び交付をしてもらってください。

◆ ハローワーク等での求職等申込又は経営相談先への相談申込

- ・ハローワークでの求職活動を行う方は、ハローワークに求職の申込みを行い、求職受付票（ハローワークカード）の発行を受けてください。
- ・経営相談等による自立に向けた活動を行う方は、経営相談先へ相談申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載及び交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及びハローワーク窓口から発行を受けた「求職受付票（ハローワークカード）」の写しを新発田市社会福祉課生活支援係に提出してください。
- ・無料職業紹介の窓口の名称または経営相談先の名称を確認してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、同時に「住宅確保報告書」が交付されます。
※受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載及び交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」を提示し、賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。
なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方は、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約としている不動産業者等もありますのでご注意ください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 住宅入居後7日以内に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付のうえ、「住宅確保報告書」を市社会福祉課生活支援係に提出してください。
- その後、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせてハローワーク等での求職活動を行う場合は「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」が交付されます。
- 不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、市社会福祉協議会に対しても「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- 住居確保給付金は、原則、市から不動産業者等に直接振り込まれます。ただしクレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を市社会福祉課生活支援係に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書」の記載及び交付をしてもらってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載及び交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に、賃貸借契約書の写しを添付し、新発田市社会福祉課生活支援係に提出してください。
- ハローワークで求職申込みを行った方は、「求職受付票（ハローワークカード）」の写しを提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせてハローワーク等での求職活動を行う場合は「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」が交付されます。
- ・入居している住宅の不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は、原則、新発田市から不動産業者等に直接振り込まれます。ただし、クレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金が不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

家賃補助受給中の義務

◆ 住居確保給付金を受給中は、下記の活動要件があります。

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・月2回以上、ハローワーク等で職業相談等を受け、担当者から「職業相談確認票」に所定の記載を受ける。
- ・月4回以上、市の支援員による面接等の支援を受ける。
- ・原則週1回以上、求人先に応募を行う又は求人先の面接を受ける。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
- ・原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける。
- ・経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

就職や収入を得た場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を市社会福祉課生活支援係へ提出してください。
- ◆ 収入を得た場合、収入額を確認することができる書類を市社会福祉課生活支援係に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 一定の要件を満たしていれば、3か月間の支給期間を2回まで延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動等を行っていたこと
・世帯の収入額と金融資産額が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、収入額と金融資産額が分かる書類を準備して、市社会福祉課生活支援係へお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により新発田市内での転居が適当である場合
- ◆ 申請書を提出していただく必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を持参のうえ、市社会福祉課生活支援係へお越しください。

家賃補助を中止する場合があります

- ◆ 就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 市が策定したプランに従わない場合には、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、就労等による収入が基準額を超えた場合は、原則としてその収入基準額を超える収入が得られた月以降の支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方（大家からの要請又は市の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じの世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合には支給を中止します。
- ◆ 受給者が死亡した場合など、支給することができない事情が生じたときは支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

家賃補助の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、受給期間中又は受給期間の終了後、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に、新たに会社都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合、もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合において、支給要件に該当する場合には再支給を受けることができます。
※最後に住居確保給付金を申請した日が令和6年3月31日以前の方は、支給終了後1年を経過していなくとも再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

2 転居費用補助

〈要件〉

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失している又は住居喪失の恐れがあること
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請日の属する月において、その世帯の生計を主として維持していること
- ④申請日の属する月における世帯収入が、次の表の金額以下であること

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額
1人	78,000円	32,000円	110,000円
2人	115,000円	38,000円	153,000円
3人	140,000円	42,000円	182,000円
4人	175,000円		217,000円
5人	209,000円		251,000円
6人	242,000円	45,000円	287,000円
7人	275,000円	50,000円	325,000円

- ⑤申請日における、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥生活困窮者家計改善支援事業における家計に関する相談において、家計の改善のために、転居により家賃の減少又は、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる場合かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

転居費用の支給額

実際に転居に要する費用のうち、敷金や契約時に支払う家賃等を除く経費を支給します。(上限があります。)

転居費用補助を申請するために必要なもの

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③世帯収入が2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④世帯の収入が著しく減少する直前に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯の者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥要転居証明書
- ⑦持ち家の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し(持家の場合)

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 面談

- ・市社会福祉課生活支援係と面談を行い、家計改善支援事業に参加していただきます。家計改善支援事業で転居することにより家計全体の支出が削減できることと転居費用の捻出が困難なことを確認します。

◆ 転居費用補助の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を市社会福祉課生活支援係に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が交付されます。

◆ 転居先の住宅の確保及び貸主との調整

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示し、「入居住宅に関する状況通知書」の記載及び交付をしてもらってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載及び交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に、賃貸借契約書の写しを添付し、市社会福祉課生活支援係に提出してください。

◆ 転居費用の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「決定通知書」を交付します。
- ・受給者は入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して市社会福祉課生活支援係に提出してください。この際、初期費用の他に転居に要する費用の見積書等を提出している場合や初期費用を市から受給者本人の口座へ支払う場合は、受給者本人が実際に支払った額を確認できる書類も添付してください。

転居費用補助の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合において、支給要件に該当する場合には再支給を受けることができます。

住居確保給付金の不正受給について

- ◆ 虚偽の申告等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給した給付の全部又は一部について市が徴収するとともに、犯罪性のある不適正事案については、警察等捜査機関に対する告発や操作への協力を行い、厳正な対応を行います。

【お問い合わせ先】

新発田市社会福祉課生活支援係

TEL : 0254-28-9221

FAX : 0254-21-1091